

認証後未登記団体の認証取消しに関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第12条第1項の設立の認証を受けたにもかかわらず、法第13条第1項に規定にする設立の登記をしない団体（第4条第1項の確認を行った結果、設立の登記をしていないことが明らかとなった団体。以下「認証後未登記団体」という。）の法第13条第3項の規定に基づく設立の認証取消しに関して必要な事項を定め、適正かつ円滑な事務の執行を図ることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 特定非営利活動法人は、登記がその成立要件とされていることから、認証後未登記団体については、法に規定する特定非営利活動法人ではなく、市民による監視を確保するための情報公開に係る義務や滋賀県（以下「所轄庁」という。）からの改善命令に従う義務といった規定が適用されないこととなるが、設立の認証を受けているにもかかわらず、法人格を持たない団体として活動を行うことは、当該団体の設立趣旨に反することとなり、またそのような団体に認証を与え続けることは、法の予定しているところではない。

したがって、所轄庁は、認証後未登記団体に対して速やかに設立の登記を行うよう督促するとともに、認証後未登記団体が設立の認証があった日（所轄庁が認証の決定をした日をいう。）から6月を経過しても設立の登記をしないときは設立の認証を取り消すこととする。

(督促書の送付)

第3条 法第12条第1項の設立の認証を受けた団体が、設立の認証があった日から2月を経過しても法第12条第2項の届出を行わないときは、滋賀県総合政策部県民活動生活課長（以下「課長」という。）は、当該団体に対して督促書（別記様式第1号）を送付する。

2 前項の督促書は、設立の申請を行った代表者の住所または居所に送付する。

(設立登記の確認)

第4条 前条の督促書を送付した日から2月を経過しても、設立の認証を受けた団体から法第12条第2項の届出がないときは、課長は、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、設立の登記の有無を確認する。

2 前項の確認を行った結果、設立の認証を受けた団体が、設立の登記をしているにもかかわらず法第12条第2項の届出を行っていないことが明らかとなったときは、滋賀県特定非営利活動促進法に基づく処分に関する事務処理要綱（平成24年12月5日制定。以下「処分要綱」という。）第3の3(1)の要件に該当するものとして、改善命令の手続を行うこととする。

(催告書（再督促書）の送付)

第5条 前条第1項の確認を行った結果、設立の認証を受けた団体が、設立の登記をしていないことが明らかとなったときは、課長は、当該認証後未登記団体に対して催告書（再督促書）（別記様式第2号）を送付する。

2 前項の催告書は、認証後未登記団体の代表者の住所または居所に送付する。

(設立認証の取消処分の手続)

第6条 処分要綱第6(2)(3)および6の規定を除く。)の規定は、認証後未登記団体が設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないとき、所轄庁が、法第13条第3項の規定により認証後未登記団体の設立認証の取消処分を行う場合の手続について適用する。この場合において、処分要綱第6中「NPO法人」とあるのは「認証後未登記団体」と読み替えるものとする

2 前項の規定に基づく設立認証の取消処分の手続を開始するに当たって、所轄庁は、認証後未登記団体の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、認証後未登記団体が設立の登記をしているかを確認する。

(認証書の返還)

第7条 所轄庁は、第6条第1項の規定により認証後未登記団体の設立の認証を取り消した場合において、第12条第1項の設立の認証に係る書類(以下「設立認証書」という。)を当該認証後未登記団体が保有しているときは、当該認証後未登記団体の設立の申請を行った代表者に対して、設立認証書の返還を依頼する。

付 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

(別記様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

(団体の名称)

代表者 ○○○○ 様

滋賀県総合政策部県民活動生活課長

督促書

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第12条第1項の認証を受けた者は、法第13条第1項および組合等登記令第2条第1項の規定に基づき設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記をするとともに、設立の登記によって成立した特定非営利活動法人は、法第13条第2項の規定に基づき、遅滞なく、設立の登記をした旨を所轄庁に届け出なければなりません。

貴団体については、平成 年 月 日に設立の認証を決定し、通知したところですが、現在のところ下記の書類の提出がありませんで、速やかに提出していただきますよう督促します。

なお、本書到達時すでに提出されている場合は、行き違いですので悪しからずご了承ください。

記

提出書類	提出すべき部数
設立登記完了届出書	1部
当該登記をしたことを証する登記事項証明書	2部（正本、写し）
成立の時の財産目録	2部

書類の様式は、<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/katsudo/kyodonet/index.html> においてダウンロードができます。ご利用ください。

【問い合わせ先】

滋賀県総合政策部県民活動生活課 県民活動促進担当 TEL：077-528-4633

【裏面もご覧ください】

【参考法令】

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

（成立の時期等）

- 第 13 条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 6 月を経過しても第 1 項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

○組合等登記令（(昭和 39 年政令第 29 号)）

（設立の登記）

- 第 2 条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から 2 週間以内にしなければならない。
- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 目的及び業務
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在場所
 - 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
 - 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（設立の登記の申請）

- 第 16 条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。
- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第 2 条第 2 項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

別表（第 1 条、第 2 条、第 6 条、第 17 条、第 20 条関係）（抄）

名 称	根拠法	登 記 事 項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法 （平成 10 年法律第 7 号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額

(別記様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

(団体の名称)

代表者 ○○○○ 様

滋賀県総合政策部県民活動生活課長

催告書（再督促書）

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第12条第1項の認証を受けた者は、法第13条第1項および組合等登記令第2条第1項の規定に基づき設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記をするとともに、設立の登記によって成立した特定非営利活動法人は、法第13条第2項の規定に基づき、遅滞なく、設立の登記をした旨を所轄庁に届け出なければなりません。

貴団体については、平成 年 月 日に設立の認証を決定し、通知したところですが、現在のところ下記の書類の提出がなく、平成 年 月 日付け 番号で督促書を送付しましたが未だ提出がありません。

つきましては、速やかに法第13条第1項の規定に基づく設立の登記をするともに、下記の書類を提出していただきますよう再度督促します。

なお、設立の認証があった日（平成 年 月 日）から6月を経過しても法第13条第1項の設立の登記をしないときは、行政手続法に基づく聴聞の手続を経たうえで、設立の認証の取消しを行うことがありますのでご注意ください。

本書到達時すでに設立の登記および下記の書類が提出されている場合は、行き違いですので悪しからずご了承ください。

記

提出書類	提出すべき部数
設立登記完了届出書	1部
当該登記をしたことを証する登記事項証明書	2部（正本、写し）
成立の時の財産目録	2部

書類の様式は、<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/katsudo/kyodonet/index.html>においてダウンロードができます。ご利用ください。

【問い合わせ先】

滋賀県総合政策部県民活動生活課 県民活動促進担当 TEL：077-528-4633

【裏面もご覧ください】

【参考法令】

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

（成立の時期等）

第 13 条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 6 月を経過しても第 1 項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

○組合等登記令（(昭和 39 年政令第 29 号）

（設立の登記）

第 2 条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から 2 週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（設立の登記の申請）

第 16 条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第 2 条第 2 項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

別表（第 1 条、第 2 条、第 6 条、第 17 条、第 20 条関係）（抄）

名 称	根拠法	登 記 事 項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法 （平成 10 年法律第 7 号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額